

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年4月6日(2022.4.6)

【公開番号】特開2020-171450(P2020-171450A)

【公開日】令和2年10月22日(2020.10.22)

【年通号数】公開・登録公報2020-043

【出願番号】特願2019-74506(P2019-74506)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和4年3月29日(2022.3.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な遊技機であって、

演出画像を表示可能な表示手段と、

特定キャラクタを前記表示手段に表示して前記有利状態に関する示唆を行う特定演出を実行可能な演出実行手段と、

を備え、

前記演出実行手段は、前記特定演出として、

前記特定キャラクタを、該特定キャラクタにおける特定の構成要素と非特定の構成要素との表示割合が第1割合である第1態様にて表示する第1特定演出と、

前記特定キャラクタを、前記第1態様と異なる態様であり、前記特定キャラクタにおける前記特定の構成要素と前記非特定の構成要素との表示割合であって前記第1割合よりも前記特定キャラクタにおける前記特定の構成要素の占める割合が高い第2割合である第2態様にて表示する第2特定演出と、

前記特定キャラクタを、前記第1態様及び前記第2態様と異なる態様であり、前記特定キャラクタにおける前記特定の構成要素と前記非特定の構成要素との表示割合であって前記第1割合よりも前記特定キャラクタにおける前記特定の構成要素の占める割合が高い第3割合である第3態様にて表示する第3特定演出と、

を実行可能であり、

前記第1態様は、前記第1割合と前記第2割合との間での前記特定キャラクタにおける前記特定の構成要素の表示割合の割合差が、前記第1割合と前記第3割合との間での前記特定キャラクタにおける前記特定の構成要素の表示割合の割合差よりも小さいことで、前記第3態様よりも前記第2態様に類似しており、

前記第2特定演出と前記第3特定演出との少なくとも一部が重複して実行される割合は、前記第1特定演出と前記第2特定演出との少なくとも一部が重複して実行される割合と異なり、

前記第3特定演出を第1タイミングと該第1タイミングと異なる第2タイミングとを含む複数のタイミングから実行可能である、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

30

40

50

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

手段Aの遊技機は、

遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な遊技機であって、

演出画像を表示可能な表示手段と、

特定キャラクタを前記表示手段に表示して前記有利状態に関する示唆を行う特定演出を実行可能な演出実行手段と、

10

を備え、

前記演出実行手段は、前記特定演出として、

前記特定キャラクタを、該特定キャラクタにおける特定の構成要素と非特定の構成要素との表示割合が第1割合である第1態様にて表示する第1特定演出と、

前記特定キャラクタを、前記第1態様と異なる態様であり、前記特定キャラクタにおける前記特定の構成要素と前記非特定の構成要素との表示割合であって前記第1割合よりも前記特定キャラクタにおける前記特定の構成要素の占める割合が高い第2割合である第2態様にて表示する第2特定演出と、

前記特定キャラクタを、前記第1態様及び前記第2態様と異なる態様であり、前記特定キャラクタにおける前記特定の構成要素と前記非特定の構成要素との表示割合であって前記第1割合よりも前記特定キャラクタにおける前記特定の構成要素の占める割合が高い第3割合である第3態様にて表示する第3特定演出と、

20

を実行可能であり、

前記第1態様は、前記第1割合と前記第2割合との間での前記特定キャラクタにおける前記特定の構成要素の表示割合の割合差が、前記第1割合と前記第3割合との間での前記特定キャラクタにおける前記特定の構成要素の表示割合の割合差よりも小さいことで、前記第3態様よりも前記第2態様に類似しており、

前記第2特定演出と前記第3特定演出との少なくとも一部が重複して実行される割合は、前記第1特定演出と前記第2特定演出との少なくとも一部が重複して実行される割合と異なり、

30

前記第3特定演出を第1タイミングと該第1タイミングと異なる第2タイミングとを含む複数のタイミングから実行可能である、
ことを特徴としている。

また、手段1の遊技機は、

遊技者にとって有利な有利状態（例えば、大当たり遊技状態）に制御可能な遊技機（例えば、パチンコ遊技機1）であって、

演出画像を表示可能な表示手段（例えば、画像表示装置5）と、

特定キャラクタ（例えば、味方キャラクタB-3）を前記表示手段に表示して前記有利状態に関する示唆を行う特定演出を実行可能な演出実行手段（例えば、演出制御用CPU120）と、

40

を備え、

前記演出実行手段は、前記特定演出として、

前記特定キャラクタを、第1態様（例えば、頭身を変化させない味方キャラクタB-3）にて表示する第1特定演出（例えば、スーパーリーチのリーチ演出）と、

前記特定キャラクタを、前記第1態様とは異なる態様であって前記特定キャラクタにおける特定の構成要素の表示割合が該第1態様よりも高い第2態様（例えば、味方キャラクタB-3から頭身を低くした味方キャラクタB-2）にて表示する第2特定演出（例えば、パターンC1-2のカットイン演出）と、

前記特定キャラクタを、前記第1態様及び前記第2態様とは異なる態様であって前記特定の構成要素の表示割合が前記第1態様よりも高い第3態様（例えば、味方キャラクタB-3

50

3を味方キャラクタB-2から更に頭身を低くした味方キャラクタB-1)にて表示する第3特定演出(例えば、表示パターンの保留表示予告演出やアクティブ表示予告演出)と、

を実行可能であり、

前記第1態様は、前記第2態様との前記特定の構成要素の表示割合の差が前記第3態様との前記特定の構成要素の表示割合の差よりも小さいことで、前記第3態様よりも前記第2態様に類似しており(例えば、図8-19(B)に示すように、味方キャラクタB-3と味方キャラクタB-2との頭身差が約1頭身であり、味方キャラクタB-3と味方キャラクタB-1との頭身差が約1.5頭身であるので、味方キャラクタB-1よりも頭身差にして約0.5頭身分味方キャラクタB-2に類似したキャラクタである部分)、

前記第2特定演出と前記第3特定演出との少なくとも一部が重複して実行される割合は、前記第1特定演出と前記第2特定演出との少なくとも一部が重複して実行される割合と異なる(例えば、図8-21に示すように、カットイン演出と保留表示予告演出は実行期間が重複する場合がある一方で、スーパーリーチのリーチ演出とカットイン演出とは実行期間が重複する部分がない部分)

ことを特徴としている。

これらの特徴によれば、第2特定演出が第1特定演出と第3特定演出とのどちらの演出とより関連性が深いかを、特定の構成要素の表示割合の違いだけではなく重複の状況によっても遊技者に認識させることができるので、第2特定演出が第1特定演出と第3特定演出とのどちらと重複して実行されるかに対して遊技者を注目させることができ、遊技興趣を向上できる。

10

20

30

40

50